

# 山梨県公報

号外第五十六号

平成十五年

九月十九日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

政治団体の名称等の届出……………	一
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	四
県議会の解散の請求又は知事若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	四
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	四
不在者投票を行うことができる施設の指定……………	四

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十五年九月十九日

### 山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

### 政党支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県歯科技工士支部	田 中 富 夫	古 屋 義 弘	中巨摩郡田富町大田和八五	平成十五年 九月五日	平成十五年 九月十二日

### その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
斉藤実を励ます会	斉 藤 喜 武	功 刀 晃 明	韮崎市小田町小田川一三三番地	平成十五年 八月一日	平成十五年 八月一日

区分	名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	石井錦一を支援する会	仲田林貞	小畑和典		平成十五年	平成十五年
旧	自由民主党山梨県第二選挙区支部		仲田八束	中巨摩郡竜王町竜王三三四六二	八月八日	八月十一日
新			小笠原孝	中巨摩郡竜王町篠原七四三	平成十五年	平成十五年
旧	やまびこ会	合田博政	田中則子	甲府市中央二五一六	八月八日	八月八日
新				乙黒ふさ子後援会	乙黒里映	甲府市丸の内二二六五丸幸ビルF
旧		奈良寿雄			八月四日	八月六日
新					平成十五年	平成十五年
政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届	藤嶋えいきを支援する会	内藤正義	内藤喜保	韮崎市清哲町折居八三三番地	平成十五年八月一日	平成十五年八月四日
	山本英俊後援会	若尾達男	丸茂鉄臣	中巨摩郡敷島町中下条一三〇三一	平成十五年七月二十三日	平成十五年八月八日
	学友倶楽部	永井学	広瀬大士	甲府市丸の内三一四一〇	平成十五年八月十四日	平成十五年八月十四日
	横森宏尹を支援する会	横森佐男	佐藤昭文	韮崎市穂坂町三ツ沢一八二五三	平成十五年八月一日	平成十五年八月二十七日
	飯沼美直後援会	山本高幸	小田切貴	中巨摩郡敷島町吉沢二七番地	平成十五年九月一日	平成十五年九月二日
	河野かつひこ後援会	窪田恵男	窪田忠光	中巨摩郡敷島町境四六七番地	平成十五年八月三十日	平成十五年九月四日
	一の会	中澤一夫	中澤陽子	中巨摩郡玉穂町下河原五九八	平成十五年九月三日	平成十五年九月四日
	藤原正夫後援会	藤原正夫	藤原いく子	中巨摩郡敷島町牛匂三三五〇四二	平成十五年九月一日	平成十五年九月八日
	ひとひらの会	信田悦子	藤原真弓	甲府市幸町二八一	平成十五年九月四日	平成十五年九月九日
	いのまた尚彦を支援する尚友会	穴見弘幸	山田勝三	中巨摩郡敷島町長塚二七〇番地	平成十五年九月七日	平成十五年九月九日
	道友会	林義人	長谷部厚	中巨摩郡敷島町中下條九二七一	平成十五年九月六日	平成十五年九月十日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
	嶋津健一(後援会(健友会))		自由民主党山梨県建設産業支部		自由民主党西桂町支部		栄政クラブ		望月邦彦後援会 邦友会		河合嘉徳後援会		栄政クラブ	
伊藤 功	島津 武次	飯田 章雄	廣瀬 清作	高尾 佐武郎	滝口 幸雄		齊藤 正次	保坂 勲	河合 保之	渡辺 貴明		清水 盛正		
		三科 清	若月 義澄	前田 憲信	渡辺 正一	生山 正仁	砂原 紘一	武藤 一幸	大沢 豊茂		小林 里司			
	蕪崎市六山町四三二五番地	蕪崎市六山町四九六四番地		南都留郡西桂町小沼一六一四	南都留郡西桂町下暮地四六五				甲府市丸の内二二六五丸幸ビルF					
九月十日	平成十五年 九月十日	平成十五年 九月十日	平成十五年 七月二十八日	平成十五年 九月一日	平成十五年 八月十三日	平成十五年 八月十一日	平成十五年 八月八日	平成十五年 八月八日	平成十五年 八月八日	平成十五年 八月八日	平成十五年 八月八日	平成十五年 八月八日	平成十五年 八月八日	平成十五年 八月八日
九月十日	平成十五年 九月十日	平成十五年 九月十一日	平成十五年 九月八日	平成十五年 九月五日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日	平成十五年 八月二十日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
青友会	新津 好 久	谷内 俊 男	都留市田原四六二	平成十五年 八月六日	平成十五年 八月六日
大森一男後援会	大森 直 行	大森 和 浩	南都留郡忍野村忍草一九番地	平成十五年 八月二十八日	平成十五年 八月二十八日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
永井 学	山梨県議会議員	学友倶楽部	甲府市丸の内三一四一〇	永井 学	平成十五年 八月十四日	平成十五年 八月十四日

政治資金規正法第十九条第三項第三号の届出 資金管理団体異動届

旧	新	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
		山本栄彦	山梨県知事	栄政クラブ	甲府市丸の内二二六五丸幸ビル一F 甲府市中央二五一六	山本栄彦	平成十五年 八月八日	平成十五年 八月十二日

**山梨県選挙管理委員会告示第七十六号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年九月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一四、〇九五

**山梨県選挙管理委員会告示第七十七号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年九月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一八四、一一〇

**山梨県選挙管理委員会告示第七十八号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年九月十九日

山梨県選挙管理委員会

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

選挙区名	三分の一の数
東山梨郡	六、九一九
東八代郡	一九、五八一
西八代郡	七、一九五
南巨摩郡	一、五九一
中巨摩郡	四四、六八四
北巨摩郡	一六、九二一
南都留郡	一、八〇八
北都留郡	七、七三四
甲府市	五、三八八
富士吉田市	一四、二四一
塩山市	七、一二五
都留市・西桂町	一〇、〇七九
山梨市	八、五二九
大月市	八、六七六
韮崎市	八、四四〇

**山梨県選挙管理委員会告示第七十九号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十五年九月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

病院の名称	所在地
医療法人正寿会 介護老人保健施設 玉穂ケアセンター	中巨摩郡玉穂町乙黒二四七番地一